

令和 7 年 9 月 1 7 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 說 明 書
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会追加議案説明書目次

議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について	1
--------------------------	---

(議案第 6 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者が吸収合併により事業承継されることに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市栗栖 5 0 8 番地

中本造林株式会社

代表取締役 中 本 雅 生

(3) 指定の期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から

令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。